

住 宅

特定目的住宅（車いす住宅）への入居

車いす利用者向けの住宅に申込みできます。（一定の収入制限等入居資格があります。）

●対象となる人

身体に障がい等があり、常時車いすの利用が必要な方のいる世帯（2人以上の世帯）

●県営住宅

募集時期は6月、9月、12月、3月。広報紙「むなかたタウンプレス」と宗像市ホームページで募集時期をお知らせいたします。応募者が多数の場合は抽選となります。ただし、宗像市内にある県営住宅には、車いす住宅はありません。

●市営住宅

ゆり団地（自由ヶ丘2丁目）に2戸の車いす等専用住宅があります。

空室ができた場合、1月、4月、7月、10月に広報紙「むなかたタウンプレス」と宗像市ホームページでお知らせいたします。

●お問い合わせ

（県営住宅）福岡県住宅供給公社 福岡管理事務所

TEL 092-713-1683 FAX 092-737-3183

（市営住宅）宗像市役所 建築課 管理係

TEL 0940-36-5203 FAX 0940-36-7005

県営住宅への入居

空家住宅に申込みの場合、一定の障がいのある人がいる世帯については、2つの抽選番号が割りあてられる倍率優遇措置があります。（一定の収入制限があります。）

●倍率優遇措置の対象となる人

- ・身体障害者手帳1級～4級の人
- ・療育手帳A1～A3、B1の人
- ・精神障害者保健福祉手帳1級～2級の人
- ・難病患者等で特定医療費（指定難病）受給者証、障害福祉サービス受給者証、または地域相談支援受給者証を取得している人

●単身での申込みの注意点

身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、また受けることが困難と認められる方については、親族が同居する方に限ります。

被扶養者である学生の方は申込みできません。

※詳しくは、福岡県住宅供給公社 福岡管理事務所までお問い合わせください。

●県営住宅への入居募集時期（予定）

抽選方式：6月、9月、12月、3月

常時募集：一部の県営住宅は先着順でお申込みを受け付けます。

詳しくは下記にお問い合わせください。

●お問い合わせ

（県営住宅）福岡県住宅供給公社 福岡管理事務所

TEL 092-713-1683 FAX 092-737-3183

市営住宅への入居申込み

●市営住宅の入居条件

- ① 市内に居住、または勤務する人で同居しようとする3親等内の親族がいる人。ただし高齢者や障がいのある人等は単身入居可能な住宅もあります。(障がいのある人の単身入居要件については、以下の「●単身での申込みができる人」の欄を参照)
- ② 入居名義人は成年者であること。
- ③ 同居しようとする親族の収入を含め、諸控除後の月平均所得額が次の収入であること。

一般世帯	158,000円以下
障がい者世帯 高齢者世帯 等	214,000円以下

- ④ 現に住宅に困っている方。(持家のある方および公営住宅の入居者は申込できません。)
- ⑤ 申込者又は同居親族が暴力団員でないこと。
- ⑥ 家賃3ヶ月分の敷金が払えること。

●単身での申込みができる人(※床面積が55平方メートル以下の住戸に限ります)

- ① 身体障害者手帳1級～4級の人
 - ② 療育手帳 A1～A3、B1、B2の人で、入居後に相談対応等の居住支援体制が整っている人(居住支援体制について関係機関からの証明が必要となります。)
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳1級～3級の人で、入居後に相談対応等の居住支援体制が整っている人(居住支援体制について関係機関からの証明が必要となります。ただし、精神障がい3級で介護の必要のない人は、そのことについて市町村・医師等の証明がある場合は申込みが可能です。)
 - ④ 年齢が60歳以上の人
- ※その他にも単身で申込みができる条件があります。

●市営住宅の入居募集時期

空室がでた場合、1月、4月、7月、10月に広報紙「むなかたタウンプレス」と宗像市ホームページでお知らせいたします。

●入居予定者の決定

応募者多数の場合、公開による抽選会を行い、入居予定者を決定します。

●お問い合わせ

宗像市役所 建築課 管理係

TEL 0940-36-5203 FAX 0940-36-7005

住宅改修費の助成

手すりの設置や段差の解消など、障がいのある人が生活しやすいように住宅を改修する場合、その費用の一部を助成する制度です。(但し、新築・増改築などは対象外です。)

(1) 居宅生活動作補助用具(日常生活用具給付事業)

●対象となる人

身体障害者手帳の下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障害に限る)3級以上の人(ただし、学齢児以上が対象で、介護保険制度に該当する人は対象となりません。)

●助成額

一住宅につき、20万円を限度とします。(定率1割負担となります。(ただし、所得に応じて一定の月額負担上限額が設定されます。また、一定所得以上の人は、対象外となります。))

(2) 福岡県高齢者等在宅生活支援事業(福岡住みよか事業)

●対象となる人

市町村民税及び所得税の前年分の非課税世帯に属する人で、次の①または②に該当する人(ただし、介護保険制度に該当する人は対象となりません。)

- ① 身体障害者手帳の障がいが視覚障がい又は肢体不自由で、障がいの程度が1級・2級の人
- ② 療育手帳の障がいの程度がA1、A2、A3の人

●助成額

一住宅につき、30万円を限度とします。

●お問い合わせ

宗像市役所 福祉政策課 障害者福祉係
TEL 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856

す ま い

「住マイむなかた」(住まいと暮らしの情報センター)

福岡県・宗像市の協力のもとに運営する市民公益活動団体です。住宅のバリアフリー改修工事の相談や、障がい者対応賃貸住宅についての情報提供など、宗像市の住宅と住生活に関する相談を受け付けています。(ただし、苦情、クレームや紛争処理は受け付けておりません。)

内容に応じてプロの相談員がご自宅までお伺いします。

●対象となる人

宗像市内にお住まいの人、及びこれから宗像市にお住まいになろうとしている人

●費用

無料(別途調査費などが必要になる場合はあらかじめご相談します。)

●お問い合わせ

「一般社団法人住マイむなかた」(住まいと暮らしの情報センター)
宗像市久原180番地(メイトム宗像)
TEL 0940-37-2525 FAX 0940-72-7707 (予約受付 平日9:00~17:00)